

2019年10月

お客さま各位

若松ガス株式会社

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

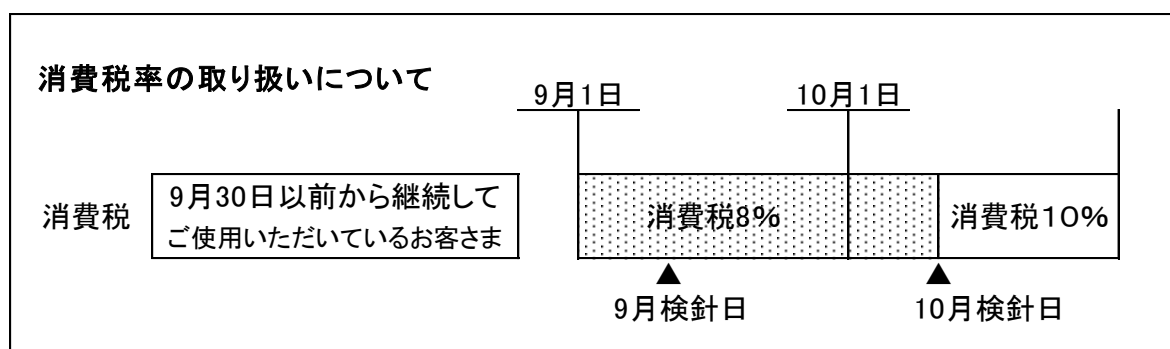
日頃より、若松ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび弊社は、消費税法の改正により、10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、新たな消費税率を反映させていただきます。

ただし、2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

何卒ご理解賜り、今後も変わらぬご愛顧をいただきますようお願い申し上げます。

【変更の内容】



若松ガス株式会社（小売登録番号 C0022）

【お問合せ担当窓口】

担当支店	電話番号
若松支店	0242-28-1420
福島支店	024-545-2118
郡山支店	024-946-0011
猪苗代支店	0242-62-4751
坂下支店	0242-83-0255

受付時間 8時30分から17時まで

（土・日・祝日を除く）